

細胞検査士会 2027-2028 年度役員選挙実施要綱

細胞検査士会は役員選任に関する細則により、2027-2028 年度役員選挙を次のように実施する。

1. 選挙の対象と実施期間

【選出役員】

2027 年度定時総会から 2029 年度定時総会までを任期とする会長 1 名，副会長 2 名，幹事 30～40 名である。

【選挙の概要】

- (1) 都道府県細胞検査士会代表者委員会を介し，各都道府県細胞検査士会の協力を得て，2027-2028 年度役員選挙管理委員会（選挙管理委員会）が実施する。
- (2) 幹事の選出，会長及び副会長の選出の 2 回に分けて実施する。

【選挙日程】

- (1) 選挙公示を 2026 年 9 月までに実施する。
- (2) 各都道府県細胞検査士会より選出された選挙人による幹事の選出を 2026 年 10 月までに実施する。
- (3) 新たに選出された幹事の中より選挙人による会長及び副会長の選出を 2027 年 2 月までに実施する。
- (4) 事情により選挙管理委員会は実施期日を変更することがある。

2. 選挙管理委員会と開票立会人

【選挙管理委員会の設置】

役員選任に関する細則第 8 条により，選挙管理委員会を設置する。

【選挙管理委員会の位置付け】

選挙管理委員会は，委員会に関する細則に定める委員会とは異なる委員会として位置付ける。

【選挙管理委員会の構成と任期】

選挙管理委員会は，委員長 1 名，委員約 10 名で構成し，2026 年度定時総会から 2027 年度定時総会までの任期で会長が任命・委嘱する。

【選挙管理委員会の任務】

日本臨床細胞学会事務局の協力を得て、以下を行う。

- (1) 各都道府県細胞検査士会における選挙人の割り当て数の決定と選挙人名簿の作成
- (2) 被選挙人の募集・資格審査と被選挙人名簿の作成
- (3) 選挙日時・開票方法の細目の決定及び公示
- (4) 開票立会人の指名
- (5) 投票システムの設置・投票データの回収・集計作業
- (6) 投票資格の確認及び投票の有効・無効の審査
- (7) 選挙結果の発表と異議の確認
- (8) その他、選挙の円滑な実施に必要な実務

【選挙管理委員会構成員】

委員長：鳥居 良貴

委員（地区）：1 名（北海道），1 名（東北），1 名（関東・甲信越），1 名（東京），1 名（中部・東海），1 名（近畿），1 名（中国・四国），1 名（九州），1 名（沖縄）

【開票作業（補助員）】

選挙管理委員会は、必要に応じて投票データの回収、集計作業の補助員を置くことができる。

【開票立会人】

選挙管理委員会は、1 名の開票立会人を指名、もしくは会員から公募することができる。開票立会人は、投票データの確認、集計作業の公正な実施の確認、無効票の審査結果の承認、開票結果の確認・承認を行い、監査報告書を作成する。

3. 幹事の選出方法

【選出定数】

選挙人（約 250 名）の投票により、幹事（30 から 40 名）を選出する。ただし、この中より 3 名は会長、副会長となる。

【選挙人（投票者）】

- (1) 本法人正会員であること
- (2) 選挙管理委員会は、2026 年 8 月 1 日時点の本法人正会員数にもとづいて、各都道府県細胞検査士会に選挙人数を比例配分で決定する。
- (3) 2026 年 9 月から 10 月までの間で、各都道府県細胞検査士会代表者は、当該数の選挙人を決定し、選挙管理委員会に報告する。
- (4) 次回役員選挙においては、本法人正会員である全ての会員を選挙人とする方法を検

討する。

【被選挙人（候補者）】

選挙管理委員会の定める方法により各都道府県細胞検査士会より推薦を受けた者，または立候補を届け出た者のうち，選挙管理委員会で審査し，次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 本法人正会員であること
- (2) いずれかの都道府県細胞検査士会に所属し，かつ会費滞納のないこと
- (3) 役員を解任されるなどの懲戒処分を過去に受けたことがないこと
- (4) 役員選任に関する細則に反しないこと
- (5) 選挙管理委員会構成員ではないこと

【投票期間】

幹事の選挙期間は，2026 年 9 月から 10 月までの間で選挙管理委員会が決定する。

【投票方法】

選挙管理委員会の指定する候補者から，投票システムにて 7 名を選択する電子投票を行う。投票および開票に関する細目については選挙管理委員会が決定する。

【無効票】

- (1) 選挙管理委員会の指定する方法に従わないもの

【当選者】

得票数の多い者から上位約 30 から 40 名を当選者とする。

当選者が定数に満たなかった場合は，残りの候補者で引き続き投票を行い，得票数の多い者から当選者とする。

【選挙結果の公示】

当選者確定後，細胞検査士会ホームページ（以下，HP）及び細胞検査士会報にて当選者の氏名を選挙管理委員長名で公表する。また，2026 年度第 2 回細胞検査士会役員会にて，当選者の氏名を報告する。

【異議の申し立て】

当選者の公示日を 0 日目と起算し，5 日目までの間に選挙管理委員長宛で受付ける。申し立てに対する対応は，選挙管理委員会で決定する。

4. 会長及び副会長の選出方法

【選出定数】

選挙人の投票により，会長 1 名及び副会長 2 名を選出する。

【選挙人（投票者）】

先行する幹事選挙の選挙人及び新たに選出された幹事とする。ただし，重複は認めない。

【被選挙人（候補者）】

新たに選出された幹事の中より立候補した者又は推薦された者とし，立候補及び推薦の方法は選挙管理委員会が決定する。ただし，会長と副会長の両方の候補者となることはできない。また，それぞれの立候補者数が定数を超えない場合は，新たに選出された幹事のすべてを候補者とする。

【選挙期間】

会長及び副会長の選挙期間は 2027 年 1 月から 2 月までの間で選挙管理委員会が決定する。

【投票方法】

選挙管理委員会の指定する候補者から，投票システムにて会長 1 名及び副会長 2 名を選択する電子投票を行う。投票および開票に関する細目については選挙管理委員会が決定する。

【無効票】

(1) 選挙管理委員会の指定する方法に従わないもの

【当選者】

(1) 会長の選出：最高得票者 1 名

(2) 副会長の選出：得票数の上位 2 名

同数得票により当選者を確定できなかった場合は，これらの者を候補者として引き続き決戦投票を行い，得票数の多い者を (1) (2) の当選者とする。有効投票数が選挙人総数の 2/3 に満たない場合には，後日あらためて再選挙を実施する。

【選挙結果の公示】

選者確定後，HP に当選者の氏名を選挙管理委員長名で公表する。また，2027 年度第 1 回細胞検査士会役員会及び細胞検査士会報に当選者を報告し，2027 年度第 1 回細胞検査士会役員会にて，選挙管理委員長名で当選証書を授与する。

【異議の申し立て】

当選者の公示日を〇日目と起算し、５日目までの間に選挙管理委員長宛で受付ける。
申し立てに対する対応は、選挙管理委員会で決定する。